

埼玉県自立相談支援機能強化事業実施要綱

1 事業目的

生活困窮者の自立支援制度の自立相談支援機関におけるアウトリーチ等の充実を行い、社会参加に向けたより丁寧な支援を必要とする方への支援を強化する。

2 実施主体

埼玉県（ただし、この事業を実施可能な民間事業者に委託することができる。）

3 事業内容

本事業における目標は、生活困窮者の自立と尊厳の確保及び、生活困窮者支援を通じた地域づくりであり、以下の取組を実施することとする。

(1) 取組内容

生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関にアウトリーチ支援員を配置し、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対して、アウトリーチ等による積極的な情報把握により早期に支援につなぐことや、支援につながった後の集中的な支援を行うことで、自立支援を強化する。

ア アウトリーチの充実

(ア) 自立相談支援機関に、アウトリーチ支援員を配置する。

(イ) アウトリーチ支援員は、ひきこもり地域支援センターや地域若者サポートステーション等の自立相談支援機関と関係する他の機関とのネットワークを形成するとともに、同行相談や、信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチを主体に、ひきこもり状態にある方など、支援に時間のかかる方に対して、より丁寧な支援を実施するために実施する。

(ウ) 具体的には、アウトリーチの充実として以下の支援等を行う。

- ・ 家族などから相談があったケースについて、自宅に伺い、本人に接触するなど、初期のつながりを確保
- ・ つながりが出来た後の信頼関係の構築、本人に同行した、関係機関への相談、就労支援といった、自立までの一貫した支援を実施

イ 相談へのアクセスの向上

アウトリーチ支援員による土日祝日や時間外の相談の実施等、相談へのアクセスを向上する。

(2) 支援対象者

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある者（以下「生活困窮者」という。）のうち、以下のア、イのいずれにも該当する者。

ア おおむね就職氷河期世代（30代半ば～40代半ば）である

イ 以下の(ア)～(エ)のいずれかに該当している

(ア) ひきこもり状態にある

(イ) 地域若者サポートステーション等を利用している又は利用する可能性がある

(ウ) 長期間安定した就労が出来ていない

(エ) その他社会参加に向けて丁寧な支援が必要な状態にある

(3) 支援員

配置するアウトリーチ支援員は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 前年度までに厚生労働省が実施した主任相談支援員養成研修、相談支援員養成研修又は就労支援員養成研修を受講し、修了証を受けた者

イ 社会福祉士、精神保健福祉士、保健師として保健、医療、福祉、就労、教育等の分野における業務に5年以上従事している者であり、かつ、生活困窮者への相談支援業

務に3年以上従事している者

ウ 生活困窮者への相談支援業務その他の相談支援業務に5年以上従事している者

エ 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者

オ 社会福祉事業に2年以上従事した者

カ アからオまでと同等以上の能力を有していると認められる者

(4) アウトリーチ支援員の相談・支援業務内容

ア 支援対象者及びその家族その他の関係者の相談支援に関する事。

イ 支援対象者に対し、支援の種類、内容等を記載した計画の作成その他生活困窮者の自立の促進を図るための支援が一体的かつ計画的に行われるための援助等に関する事。

ウ 自立相談支援員及び就労支援員と連携した支援に関する事。

エ 就労準備支援事業及び家計改善支援事業との緊密な連携を図ること及び両事業との間での適切な役割分担による適切な支援の実施に関する事。

オ 支援調整会議に関する事。

カ 居宅における日常生活自立支援に関する事。

キ 社会への適応が困難な者に対する就労などの自立支援に関する事。

ク 自立支援に必要な関係機関との連携・調整に関する事。

ケ ひきこもり地域支援センター及び地域若者サポートステーションとの連携に関する事。

コ 埼玉県及び町村の就職氷河期世代活躍支援プラットフォームとの連携に関する事。

サ その他社会参加に困難を抱える者の自立支援に関する事。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から適用する。